

維持管理料について

維持管理料

1年 3,300円

※消費税10%を含んでいます。

※令和6年度から5年前納制度はなくなります。

お支払い方法

令和6年度から口座振替によるお支払いができるようになります。

▼口座振替を希望される方

↓「預金口座振替依頼書」に必要な事項を記入し、令和6年1月19日(金)までに組合管理事務所へ直接持参又は郵送で提出してください。

※誤って、金融機関に提出しないようご注意ください。

▼口座振替を希望されない方

↓令和6年4月中旬頃に納付書を送付いたしますので、納付書記載の金融機関又は組合管理事務所でお支払いください。

※詳細は同封いたしました「維持管理料の支払い方法について(ご案内)」をご確認ください。

維持管理料の運用方法

墓地区画所有者に納入していただいております維持管理料は、墓地内の園路、水くみ場等の共用部分の維持管理や清掃、植栽及び樹木の手入れなどに利用されています。

※墓地区画内については、個人での管理となります。



墓地の雑草で周りに

迷惑をかけていませんか

墓地区画の中には、雑草が伸び周辺の迷惑となっている区画があります。

このような区画は、雑草の種が飛散して近隣の墓地使用者の方に迷惑をかけるとともに、景観上からも好ましくありません。

各自の墓地は、使用者の責任において管理していただくことになっております。お互い気持ちよく利用するために、定期的に草刈り及び清掃を行っていただきますようお願いいたします。

なお、近隣区画からの雑草でお困りの際は、組合までご連絡ください。



車上狙い・盗難に注意!

霊園内において、車上狙い、墓の花入れ等の盗難やいたずら等が発生しております。

車から離れるときは、必ず施錠をすることにも貴重品は車内に置かないよう、十分ご注意ください。

また、お墓の物品は氏名やブロック番号の記入、持ち帰れるものは持ち帰る等の対策も必要かと思われま

す。不審者を発見した場合は、組合事務所に御連絡下さい。

